

昭和五十年四月八日受領  
答弁第一四号

(質問の一四)

内閣衆質七五第一四号

昭和五十年四月八日

内閣総理大臣 三木武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中武夫君提出入浜権に関する再質問に対する答弁書

一について

浜辺の土地の大部分は国有地であるが、民有地などもあり、それぞれの経緯により区分されるのであるが、後者の例としては、私人所有の土地が自然現象によつて浜辺になつていているものがある。

二について

加古川市及び高砂市前面の埋立てについては、公有水面埋立法の規定に基づき、地元市議会の意見を聴く等所定の手続に従つてそれぞれ免許されたものである。

三について

特に調査を行つていないが、加古川・高砂の海浜が公物とされていた間は、近辺の住民等が

レクリエーションのためにこれを使用していたであろうと考えられる。

なお、一般公衆が使用することができるとは、入会権が認められることはないものと考えている。

#### 四について

政府としては生活環境の改善と良好な生活環境の保持に努める旨を一般的に答弁したものであり、個別の地区の問題については、地元で具体的な施策がまとめられれば、政府としてできることがあるかどうかについて慎重に検討したい。

#### 五について

高砂市の件については、現在地域住民と企業及び市の関係当事者間で実情に即した話合いが行われているところであり、当事者間で実情に即した円満な解決が図られることを期待しているが、地域住民との可能な一致点を見い出すため今後とも十分話し合うよう必要があれば指導

することとしたい。

六について

説明員については、国会法に規定はないが、衆議院及び参議院の各委員会の手先により認められた取扱いと承知している。その取扱いの当否などについては政府としてお答えすることは差し控えたい。なお、説明員が述べた趣旨は先の答弁書でお答えしたとおりである。

七について

レクリエーションを含む国民の生活の場を快適なものとして保持するため、環境の保全を図ることが重要である旨を答弁したものであり、個別の地区の問題については、地元で具体的な施策がまとめられ、政府としてできることがあるかどうかについて慎重に検討したい。

右答弁する。